

## 世田谷区公契約条例の取り組みについて

世田谷区公契約条例に係る令和元年度の取り組みについて、下記のとおり報告する。

## 記

## 1 これまでの取り組み

## (1) 公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会の開催

公契約適正化委員会を1回、労働報酬専門部会を2回開催し、労働報酬下限額についての議論等を行った。今後、公契約適正化委員会が3回開催される予定である。

6月26日 第1回公契約適正化委員会

## 【主な議事】

- ・委員の委嘱及び区長からの諮問について

## &lt; 諮問事項 &gt;

公契約にかかる区内の経営環境と労働条件の改善・向上を図るための施策について  
工事以外の公契約における職種別の労働報酬のあり方について

8月28日 第1回労働報酬専門部会

## 【主な議事】・令和2年度労働報酬下限額について

10月9日 第2回労働報酬専門部会

## 【主な議事】・令和2年度労働報酬下限額に関する「意見書」(案)について

11月8日 第2回公契約適正化委員会(予定)

## 【主な議事】・諮問事項の審議

12月6日 第3回公契約適正化委員会(予定)

## 【主な議事】・諮問事項の審議

1月30日 第4回公契約適正化委員会(予定)

## 【主な議事】・中間報告書の取りまとめ等について

## (2) 労働報酬下限額

労働報酬下限額について、平成31年3月27日に別紙1-2のとおり告示。平成31年4月1日以降に契約締結する案件に適用している。

## 2 今後の課題

## (1) 公契約条例の適正な運用と実効性の担保について

## (2) 公契約条例の制度主旨と内容の周知徹底について

## 世田谷区告示第283号

## 世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例（平成26年9月世田谷区条例第27号）第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則（平成26年9月世田谷区規則第67号）第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額（以下「労働報酬下限額」という。）を次のように定める。

平成31年3月27日

世田谷区長 保坂展人

号	職種	労働報酬下限額（1時間当たり）
1	特殊作業員	2,572円
2	普通作業員	2,242円
3	軽作業員	1,605円
4	造園工	2,253円
5	法面工	2,848円
6	とび工	2,869円
7	石工	2,901円
8	ブロック工	2,689円
9	電工	2,710円
10	鉄筋工	2,890円
11	鉄骨工	2,699円
12	塗装工	2,965円
13	溶接工	3,177円
14	運転手（特殊）	2,529円
15	運転手（一般）	2,094円
16	潜かん工	3,156円
17	潜かん世話役	3,730円
18	さく岩工	3,145円

19	トンネル特殊工	3,092円
20	トンネル作業員	2,550円
21	トンネル世話役	3,432円
22	橋りょう特殊工	3,156円
23	橋りょう塗装工	3,273円
24	橋りょう世話役	3,613円
25	土木一般世話役	2,614円
26	高級船員	3,092円
27	普通船員	2,444円
28	潜水士	4,304円
29	潜水連絡員	2,965円
30	潜水送気員	2,944円
31	山林砂防工	2,859円
32	軌道工	4,739円
33	型わく工	2,731円
34	大工	2,689円
35	左官	2,901円
36	配管工	2,434円
37	はつり工	2,635円
38	防水工	3,145円
39	板金工	2,922円
40	タイル工	—
41	サッシ工	2,689円
42	屋根ふき工	—
43	内装工	2,901円
44	ガラス工	2,614円
45	建具工	—
46	ダクト工	2,370円
47	保温工	2,402円

48	建築ブロック工	—
49	設備機械工	2,444円
50	交通誘導員A	1,615円
51	交通誘導員B	1,403円
52	上記以外の職種	1,070円

備考

- 1 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。
- 2 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。
  - (1) 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,322円
  - (2) 工事の請負に係る契約以外の契約（指定管理者の業務に係る協定を含む。）の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額
- 3 「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「—」で表示する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日以後に締結する公契約（この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。）について適用する。